平成３０年（フ）第４７９号
札幌市白石区本通９丁目北４番５－502号
債務者　秀浦　功造
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８８号
札幌市中央区南９条西18丁目２番24－1202号
債務者　藤井　久敬
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９３号
札幌市西区山の手４条８丁目３番21号　コーポかえで209号
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１５号
札幌市手稲区前田１条７丁目１番３号　ラセーヌ前田弐番館102号
債務者　染宮　志穂
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３３号
札幌市白石区東札幌４条２丁目４番１－306号
債務者　渡部　晶也
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３９号
札幌市西区二十四軒４条５丁目８番25号　ビュー幸梅16－204号
債務者　中川　由美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５１号
札幌市北区麻生町１丁目２番35号　リブウェルアザブ202号
債務者　千葉　初男
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５５号
札幌市厚別区厚別西５条５丁目１番36号　第51松井ビル207
債務者　近田めぐみ（旧姓宮越）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６０号
北海道千歳市大和２丁目１番１号　コーポルピナス102号
債務者　三井　寛美（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１２号
愛知県豊田市田中町４丁目32番地２　ビレッジハウス田中１－207、前住所大分県中津市大字牛神188番地１　ディアス・ムクノＤ棟202
債務者　後藤あゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６３８号
大阪市北区豊崎４丁目３番４－601号
債務者　小野　修治
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番17号　グランド　717号、前住所東京都豊島区上池袋２丁目26番17号　さかえ荘　101号
債務者　大植　幸俊
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６９号
大阪府大東市太子田１－５－３－101、住民票上の住所大阪府大東市御供田３丁目14番13号
債務者　山形　祐介
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６３号
大阪府高槻市如是町44番５－101号
債務者　仙波　直人
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４８号
大阪市淀川区三国本町３丁目28番８号　グリーンコート三国　501号
債務者　三谷　真奈
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４６号
大阪市住吉区上住吉２丁目11番２号　レオパレスフリーダム　104号
債務者　横田　友香
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７９７号
大阪市旭区生江２丁目２番16号
債務者　山本美幸こと　宋　　美幸
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部